

新旧対照表

○関市公共交通活性化協議会規約

新	旧
<p>関市公共交通活性化協議会規約</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 関市公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通計画</u>(以下「<u>交通計画</u>」という。)の作成及び実施に関し必要な協議、並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議、並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号)の規定に基づき、生活交通確保維持改善計画の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うことを協議するために設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>交通計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) <u>交通計画</u>及び<u>交通計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(3) <u>交通計画</u>の達成状況の評価に関すること。</p> <p>(4) ～(7) (略)</p> <p>第3条～第5条 (略)</p>	<p>関市公共交通活性化協議会規約</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 関市公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画</u>(以下「<u>形成計画</u>」という。)の作成及び実施に関し必要な協議、並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議、並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号)の規定に基づき、生活交通確保維持改善計画の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うことを協議するために設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>形成計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) <u>形成計画</u>及び<u>形成計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(3) <u>形成計画</u>の達成状況の評価に関すること。</p> <p>(4) ～(7) (略)</p> <p>第3条～第5条 (略)</p>

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長は、会長又は会長が指名する者をもって充てる。

2 会議の議事は、過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

5 協議会の構成員は、会議に代理人を出席させることができる。

6 会議は、必要に応じて書面または映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）により開催することができる。

7 前項の規定により開く会議において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ会長にその旨を届け出なければならない。

8 前各項に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7条～第14条（略）

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長は、会長又は会長が指名する者をもって充てる。

2 会議の議事は、過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

5 協議会の構成員は、会議に代理人を出席させることができる。

6 前各項に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7条～第14条（略）